



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

622	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
623	〃	(〃).....	2
624	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
625	〃	(〃).....	3
626	〃	(〃).....	3
627	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	3
628	〃	(〃).....	3
629	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	4
630	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	4
631	生活保護法による指定医療機関の変更	(〃).....	4
632	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	4
633	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	5
634	救急病院の認定	(医務課).....	5
635	海神池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	5
636	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	5
637	保安林の指定	(〃).....	6
638	〃	(〃).....	6
639	基本測量の実施	(技術調査課).....	6
640	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
641	〃	(〃).....	7
642	〃	(〃).....	7
643	道路の供用開始	(〃).....	8
*644	平成11年和歌山県告示第666号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部改正	(会計課).....	8

告 示

和歌山県告示第622号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年6月23日まで縦覧に供する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成26年4月23日
- 2 名称

特定非営利活動法人よりみち

3 代表者の氏名

岡田敬三

4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野637番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校やひきこもり、障害等を持っているため、一般的な就職による社会的自立が困難になっている当事者に対し、相談、助言をおこないつつ、居場所や中間的就労の場を提供し、社会参加を支援する。また、観光や農業など地域産業の振興をはかり、当事者が働くための仕事おこしをおこなっていく。

さらに不登校やひきこもり、障害についての啓発や学習活動を行い、市民による当事者への支援や交流の場をつくることで、人にやさしいまちづくりをめざし、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第623号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成26年6月30日まで縦覧に供する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年4月28日

2 名称

特定非営利活動法人エレック

3 代表者の氏名

岡崎大輔

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市狐島613番地の154

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山市及び周辺地域の、高齢者、障害者に対して、介護、障害福祉に関する事業を行い、自分らしい生活が送れるようにサポートし、安心して暮らせるよう地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋葉 2-63	大谷薬局	橋本市古佐田1-3-17	平成 26. 3. 30

和歌山県告示第625号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東薬 12-12	まりん薬局	東牟婁郡串本町古座1035-89	平成 26. 3. 31

和歌山県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新医 88-21	ましろうクリニック	新宮市佐野山田1085-14	平成 26. 3. 31

和歌山県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬 45-26	大谷薬局	橋本市古佐田1-4-55	平成 26. 3. 31

和歌山県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医 94-26	ましろうクリニック	新宮市佐野1085-14	平成 26. 4. 1

和歌山県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社トラストマインド	大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1	訪問介護センタートラストマインド和歌山	西牟婁郡白浜町941-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.5.1
株式会社サポートトライアングル	紀の川市貴志川町長原161-5	ええわっしょ貴志川	紀の川市貴志川町長原161-5	通所介護・介護予防通所介護	平成26.4.8

和歌山県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏名	名称	所在地	指定年月日
有市柔24-26	森川佳宣	なかつね整骨院	有田市古江見57-2	平成26.4.1

和歌山県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	変更事項（名称）		所在地	変更年月日
	旧	新		
海南医65-64	奥外科胃腸科	おくクリニック	海南市名高243	平成26.5.1

和歌山県告示第632号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日

まるクリニック

田辺市下万呂393-5

大浦義典

平成
26.5.1

和歌山県告示第633号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
かもめ薬局	有田郡湯浅町湯浅135-10	医療機関の所在地	有田郡湯浅町湯浅2799住山ビル1F	有田郡湯浅町湯浅135-10	平成26.4.7
オレンジ薬局新宮店	新宮市新町3丁目2番地の15	医療機関の名称	ひかり調剤薬局新町店	オレンジ薬局新宮店	平成26.5.1

和歌山県告示第634号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌山県立医科大学附属病院
- 2 所在地 和歌山市紀三井寺811番地1
- 3 有効期限 平成29年5月8日

和歌山県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、海神池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（平成25年12月28日退任）
職名 氏 名 住 所
監事 市橋貞利 紀の川市古和田663番地
- 2 就任した役員（平成26年3月30日就任）
職名 氏 名 住 所
監事 堀内紘一 紀の川市古和田673番地

和歌山県告示第636号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字千本楨19の1（次の図に示す部分に限る。）、字桶谷20の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字下モ向1109、1112、1117、字中番向1990

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字瀬之奥1855（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬之奥1855（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第639号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年5月20日

- 1 作業の種類 基本測量「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
橋本市小原田字北垣内214番1地先から同市小原田字佃530番4地先まで	旧	23.68) 86.39	1,133.80	小原田橋佃橋 L=229.00 L=43.00
同上	新	23.68) 70.38	1,133.80	小原田橋佃橋 L=229.00 L=43.00

和歌山県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中辺路町大内川字音窪202番1地先から同市中辺路町大内川字音窪208番1地先まで	旧	4.70) 19.20	154.20	県道平瀬上三栖線と重複延長154.20メートルを含む。
同上	新	10.30) 28.80	156.40	県道平瀬上三栖線と重複延長156.40メートルを含む。

和歌山県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平瀬上三栖線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町大内川字音窪202番1地先から同市中辺路町大内川字音窪208番1地先まで	旧	4.70 ） 19.20	154.20	一般国道371号との重複延長154.20メートルを含む。
同上	新	10.30 ） 28.80	156.40	一般国道371号との重複延長156.40メートルを含む。

和歌山県告示第643号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市中辺路町大内川字音窪202番1地先から同市中辺路町大内川字音窪208番1地先まで

供用開始の期日 平成26年5月20日

和歌山県告示第644号

平成11年6月15日和歌山県告示第666号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表氏名又は名称の欄中「紀州中央農業協同組合」を「紀州農業協同組合」に改め、同表売りさばき所の欄中「紀州中央農業協同組合」を「紀州農業協同組合本店」に、「紀州中央農業協同組合龍神支所」を「紀州農業協同組合龍神支店」に改める。